

広島県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成三十年六月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成三十年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

矢野安浦線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸郡熊野町出来庭五丁目一三九五番一地从先から 安芸郡熊野町出来庭五丁目一三八五番一地从先まで		八・五〇〇 一・八〇〇	三三・五〇〇	三三・五〇〇	拡張